

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和7年3月17日付けで変更した。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理 漁獲可能量
くろまぐろ （小型魚）	京都府定置漁業	39.6 t
	京都府漁船漁業（府内産地市場へ出荷するもの）	1.0 t
	京都府漁船漁業（その他）	0.1 t
	留保	0 t
くろまぐろ （大型魚）	京都府定置漁業	33.05 t
	京都府漁船漁業（府内産地市場へ出荷するもの）	0.1 t
	京都府漁船漁業等（その他）	2.44 t
	留保	1.41 t